

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月9日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

横浜商業高等学校 屋上固定式トップライト修繕

2 履行（納品）場所

南区南太田二丁目30番1号

横浜商業高等学校

3 契約日

令和6年12月6日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月26日

5 契約金額

690,800円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港南区下永谷4-3-5

株式会社エスオ一

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜商業高等学校の屋上固定式トップライトが破損しました。雨漏りがひどく学校運営に支障をきたすことから緊急で修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿から迅速な対応が可能である業者を選定しました。

9 所管

教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課